

SOLAS 条約第 III 章及び LSA コードの改正に関する事項

改正規則等

安全設備規則
安全設備規則検査要領
(日本籍船舶用)

改正理由

SOLAS 条約第 III 章及び国際救命設備コード (LSA Code) では、救命設備に関する要件が規定されており、本会はこれを安全設備規則に取入れている。

IMO において、救命艇に要求される試験及び艀装品並びに救助艇の進水装置に関する要件について、実情に合わせるべく見直しが行われ、当該条約及びコードを改正する決議 MSC.459(101)、MSC.482(103)及び MSC.485(103)が採択された。

今般、決議 MSC.459(101)、MSC.482(103)及び MSC.485(103)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は以下のとおり。

- (1) 総トン数 2 万トン以上の船舶に搭載される救命艇に対して要求される 5 ノット進水試験に関して、自由降下進水式救命艇は当該試験の適用対象外である旨を明記する。
- (2) 2 の独立した推進装置を備える救命艇については、静穏な海面で前進するために十分な浮き得るオールを備えなくてもよい旨の規定を、安全設備規則検査要領から安全設備規則に移設する。
- (3) 生存艇として兼用しない救助艇において、艀装品等を満載した状態での重量が 700 kg を超えない場合には、所定の条件下で、蓄えられた機械力に代えて人力による吊り上げ及び振出しが認められるよう改める。

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

3 編 救命設備

2 章 救命設備

2.10 救命艇及び救命いかだの乗込装置及び進水装置 (*SOLAS* Chapter III Reg.16, Reg.33)

2.10.1 一般 (*SOLAS* Chapter III Reg.16, Reg.33)*

-10.を次のように改める。

-10. 総トン数2万トン以上の船舶においては、ダビット進水式救命艇は、必要に応じてもやい綱を用い、船舶が静穏な水面を5ノットまで前方への行き足がついている場合に進水することができるものでなければならない。

3 章 救命設備の要件

3.13 救命艇の一般要件 (LSA コード 4.4)

3.13.1 救命艇の構造

-3.を次のように改める。

- 3. 救命艇は、次の規定を満たす十分な強さのものでなければならない。
- (1) 定員及び艀装品を満載したまま安全に進水することができること。
 - (2) 船舶が静穏な水面を 5 ノットの前方へ行き足がついている場合に進水し、かつ、引かれることができること。(自由降下進水式救命艇は除く。)

3.13.8 を次のように改める。

3.13.8 救命艇の艀装品*

本規定及び 3.13 に規定する救命艇の艀装品のすべての項目は、固縛、箱若しくは区画室内の収納、ブラケット若しくは類似の取付け装置による収納又は他の適切な手段により救命艇内に厳重に保管しなければならない。艀装品は、船体放棄の手順を妨げることがないような方法で保管しなければならない。救命艇の艀装品はできる限り小型の、かつ、質量の小さいものでなければならず、かさばらない適当な形にまとめなければならない。別段の規定がある場合を除き、救命艇の標準艀装品は、次に掲げるものとする。

- (1) 2 の独立した推進装置 (2 の別個の機関、軸系、燃料タンク、管装置及びその他の関連する付属品から構成されるもの) を備える救命艇及び自由降下進水式救命艇を除き、静穏な水面で前進するために十分な浮き得るオール。トール・ピン、クラッチ又はこれらと同等の装置を各オールのために備えなければならない。トール・ピン又はクラッチは、索又は鎖によって救命艇に取り付けなければならない。

((2)から(33)は省略)

3.20 進水装置及び乗込装置 (LSA コード 6.1)

3.20.1 一般要件*

-3.を次のように改める。

-3. 進水装置は、定員及び艀装品を満載した状態若しくは軽荷状態の救命艇、救命いかだ又は救助艇を当該装置によって進水させるために、重力又は船舶の動力源と独立した蓄えられた機械力以外の手段に依存するものであってはならない。ただし、貨物船に搭載される救助艇であって、生存艇として兼用しないもので、かつ、乗組員が乗艇していない、機関及び全ての艀装品を搭載した状態での質量が 700 kg を超えないものについては、次の (1) から (3) の規定を満足する場合、当該救助艇の進水装置は蓄えられた機械力に依存するものとする必要はない。

- (1) 手動により 1 人で積付け位置から持ち上げ, かつ, 乗艇場所へ振り出すことができること。
- (2) 最大クランク半径 350 mm において, クランクハンドルにかかる力が 160 N を超えないこと。
- (3) 救助艇を船側に引き寄せ, かつ, 人が安全に乗り込むことができるように救助艇を船側に保持するための, 引き寄せ索のような十分な強度を有する手段を備えること。

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

3 編 救命設備

3 章 救命設備の要件

3.1 救命設備の一般要件 (LSA コード 1.2)

3.1.1 一般

-2.を次のように改める。

-2. 規則 3 編 3.1.1-1.(8)に規定する再帰反射材の取付けについては、IMO 総会決議 ~~4.658(16)~~ MSC.481(102)を参照すること。

3.13 救命艇の一般要件 (LSA コード 4.4)

3.13.8 を次のように改める。

3.13.8 救命艇の艀装品

~~1. 2 の独立した推進装置 (2 の別個の機関、軸系、燃料タンク、管装置及びその他の関連する付属品から構成されるもの) を備える救命艇については、規則 3 編 3.13.8(1)の規定を適用しなくても差し支えない。これ以外の事項について、救命艇は規則 3 編 3.13.8 に適合するものであること。~~

~~21.~~ 規則 3 編 3.13.8(16)に規定する「1 個の水密電気灯」に関し、光源にフィラメント電球または単一の LED 電球を使用する水密電気灯には、1 個の予備電球を備えなければならない。また、光源に複数の LED を使用する水密電気灯には、1 つの LED の故障が他の LED の機能を妨げなければ、予備の LED 電球は必要のないものとする。

~~22.~~ 規則 3 編 3.13.8(16)に規定する「水密容器に収納した 1 組の予備電池及び 1 個の予備電球」の代わりに、すぐに使用することができる 2 個目のモールス符号の発信に適した水密電気灯を備えることで差し支えない。